

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	56

時 期	令和5年4月19日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市民交流部 市民相談課
項 目	パブリック・コメントについて

監 査 結 果 (意見等) の内容	パブリック・コメントは、市の条例や基本的な計画等の制定に当たり、制定しようとする条例、計画等の趣旨、目的、内容を広く市民に公表し、公表したものに対して市民からの意見を募る制度です。平成30年度から令和3年度までの実施状況は次表のとおりです。			
	パブリック・コメント実施状況 (単位 件、人)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
	案件数	11	1	12
	意見提出人数	75	14	61
	意見提出件数	151	34	145
	意見反映件数	34	5	28
	令和3年度			
	案件数が1件のみであった令和元年度を除くと、各年度の1案件あたりの意見提出人数は5人から7人で推移しており、依然として少ない状況であると考えます。			
	令和4年12月26日付け、宝塚市パブリック・コメント審議会（以下「審議会」という。）からの答申では、宝塚市パブリック・コメント手続マニュアルの更なる充実、研修制度の導入について提案されています。この点については、令和3年度も審議会から同様の提案がされましたが、その後の取組が十分でないことから再度、答申に記載されたものです。取組状況について所管課に確認したところ、「マニュアルについては、昨年度と同様に答申後の今年度末までに見直しを行う予定であり、研修制度の導入については、講師による対面研修またはパワーポイントを用いた研修の実施を検討する。」旨の説明を受けました。これらは、令和3年度以降の審議会からの答申で対応を求められている事項であることから、できるだけ早急に対応するよう努めてください。			
	また、審議会からの答申は、所管課を通じてパブリック・コメント手続を実施した部署にフィードバックされているとのことでしたが、同じ部署で次期計画の策定時に答申内容を活用するとしてもおおむね5年後以降になることから、審議会からの答申を当該部署だけに対する意見とするのではなく、全庁的に情報を共有して、組織全体でノウハウを蓄積する必要があると考えます。パブリック・コメントは、市民と市が情報を共有しつつ参画と協働のもとで市政を運営していくための取組です。市民への広報の在り方を含め、今後も市民とのパートナーシップを意識し、市民目線でパブリック・コメントが実施されるよう努めてください。			

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和5年7月21日 措置通知</u> マニュアルについては、審議会からの答申やパブリック・コメント実施部署からの要望を踏まえて改訂版（第6版）を作成しました。 研修については、できるだけ多くの職員が受講できるようにグループウェア上にパワーポイント（音声付）を公開しオンラインで実施する予定です。 また、全庁的に情報を共有し組織全体でノウハウを蓄積するために、審議会からの答申書についてホームページ及び庁内グループウェアのライブラリにて公開している旨を再度周知を図るとともに、今年度から審議会においてA評価・B評価を受けたパブリック・コメントについて市民相談課で閲覧に供しています。 （添付資料） 1 2
----------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	57

時 期	令和5年4月19日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市民交流部 市民協働推進課
項 目	宝塚市きずなの家事業について
監 査 結 果 (意見等) の内容	本市では、地域住民の福祉の向上に寄与することを目的に、地域住民の交流の場として、若いも若きも集える地域における居場所を地域社会に提供する事業を「宝塚市きずなの家」として認定するとともに、認定団体に宝塚市きずなの家事業補助金を交付することで、自立して宝塚市きずなの家事業を実施できるよう支援を行っています。 平成23年度の事業開始以降、補助対象経費及び期間の変遷を経て、合計8団体が「宝塚市きずなの家」としての認定及び補助金の交付を受けており、現在の認定団体は4団体、うち2団体が補助金の交付を受けています。 事業の現状及び今後の方向性について所管課に確認したところ、「事業開始当初は、まずは市内全域に10団体程度の認定を目指していたが、補助金制度としては手厚いものとなっているにもかかわらず、補助要件が厳しかったこともあり、応募団体数が伸びなかった。一方で、これまで認定してきた団体は、事業への賛同者からの寄附や家賃などの経費削減の努力により、補助金終了後も事業が継続できており、自立した運営に向けたスタートアップとしての補助金の目的に沿ったものとなっている。これらのことに加え、同様の事業として宝塚市社会福祉協議会が実施している「ふれあいいきいきサロン支援事業」があること、宝塚市きずなづくり推進事業補助金もスタートアップとして活用できることから、宝塚市きずなの家事業補助金は一旦休止することとしており、令和2年度以降は新たな認定団体の募集は行っていない。また、これまで認定してきた団体が今後も事業を継続できるよう引き続き丁寧に対応するとともに、新規開設の相談があれば他の制度を紹介するなど、居場所づくりには継続して関わっていきたいと考えている。」旨の説明を受けました。 認定団体数や地域の偏在など、当初の想定どおりとなっていない面はあるものの、これまで認定してきた団体が地域において一定の役割を担っていることは評価できます。今後、地域における居場所の必要性は更に高まると考えられますので、これまで認定してきた団体が補助金終了後も事業を継続できるよう支援するとともに、宝塚市社会福祉協議会との連携などにより、居場所づくりを市内全域に広げていくよう取り組んでください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年7月21日 措置通知
	今後も引き続き、現在認定しているきずなの家が補助終了後も事業継続されるよう、認定団体や関係課等と連携し検討を行うとともに、関係部及び宝塚市社会福祉協議会などの関係機関との連携のもと、サロン事業において効果的な展開を図り、地域の居場所づくりを推進します。 (添付資料) 1 2

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	58

時 期	令和5年4月19日 報告
種 類	1定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	市民交流部 窓口サービス課
項 目	サービスセンター及びサービスステーションの在り方検討について
監 査 結 果 （意見等） の内容	市内に7か所設置しているサービスセンター・サービスステーション（以下「SC・SS」という。）については、平成29年度の全事務事業見直しで全SC・SSの在り方について検討を行うこととし、これを踏まえ、市民の利便性及び事務の効率性の観点から廃止等の検討を行った結果、令和元年度に策定された宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針（以下「最適化方針」という。）では雲雀丘SS及び売布神社駅前SSが見直しの対象となりました。その後の取組状況について所管課に確認したところ、「令和元年度は廃止についての理解を求める形で地域住民への説明を行ったが、雲雀丘SS、売布神社駅前SSともに反対の意見が根強かった。一方で、雲雀丘SSの地域住民からは、施設の新たな活用方法を含めた積極的な意見もあったことから、令和3年度からはこの点を中心に協議を進めた。」旨の説明を受けました。また、今後の具体的なスケジュールや代替案については、「スケジュールは定めていないが、代替案については先進自治体の取組を紹介し、地域住民と共有した。」旨の説明を受けました。 SC・SSの在り方検討に当たっては、SC・SS以外も含めた窓口業務全体の見直しや、地域において必要な行政サービスの在り方をどのように考えるかということも関連するため、所管課だけでなく全庁一丸となり取り組む必要があると考えます。最適化方針の取組期間が令和9年度までであることを意識した上で、できる限り早期に市として具体的なスケジュールや方針を示すことができるよう努めてください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年7月21日 措置通知 1 在り方検討に向けてのスケジュールについて これまでの地域住民からの要望や、今回の監査結果でのご意見も踏まえて、令和5年度中にロードマップ案を作成し地域に提示することで、課題について共通認識を持つ予定です。 2 SC・SSの窓口業務の見直しについて (1) 窓口業務のデジタル化（リモート窓口など）の検討 昨年度、雲雀丘SSの地域住民に対し、リモート窓口の導入など窓口業務のデジタル化を検討していく旨提示しています。令和5年度から、先進市事例の情報収集や、サービス提供ベンダからのヒアリングを行い、検討を進めます。 (2) 窓口業務の標準化 窓口業務のデジタル化の前提として、SS・SCでやるべき対応と、総合窓口業務の各関係課でやるべき対応を峻別することも含め、各SS・SCでの窓口業務の標準化を目指し、庁内関係課との協議も行いながら、共通マニュアルの作成に向けて取り組みます。 3 両SSを廃止した場合における施設の新たな活用方法について 昨年度、雲雀丘SSの地域住民に対し、SSを単に廃止するだけでなく、地域に活用いただけるような新しい形に転換できるよう見直す旨回答しています。施設の新しい活用方法については、所管課単独での対応に限界があるため、複合施設の他の所管課とも協議するほか、地域住民の要望内容に合わせて庁内関係課につなげていく予定です。また、状況に応じて庁内でワーキンググルー

	プを設置することも検討するなど、全庁的な取組となるよう転換を図ります。
--	--

(添付資料)

1

2

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	59

時 期	令和5年4月19日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市民交流部 国民健康保険課 医療助成課
項 目	委託契約における情報セキュリティ確保のための手続について
監査結果 （意見等） の内容	本市では、宝塚市情報セキュリティ規則第9条の規定に基づき、情報セキュリティ対策の統一的な基準を示すものとして「宝塚市情報セキュリティ対策基準を定める要綱（以下「要綱」という。）」を制定しています。要綱第8条第1項において、情報資産を取り扱う業務を事業者に委託する場合は、情報資産の取扱い等に関して、同項各号で掲げる事項を契約書に明記しなければならない旨の規定があり、同項第2号では受託者及び業務従事者の連署による秘密保持に係わる誓約書の提出に関する事項についても明記することとなっています。 令和4年度契約関連書類のうち、情報資産を取り扱う委託業務について一部抽出確認したところ、次の契約において要綱に沿った運用が行われていない事例や誓約書の徴取方法に疑問が残る事例がありました。 （1）国民健康保険被保険者証印字業務委託及び封入封緘業務委託 要綱第8条第1項に規定する情報資産の取扱い等に関する事項のうち、同項第2号に係る誓約書の提出に関する事項等、契約書に明記されていない事項があり、誓約書も提出されていませんでした。 （2）福祉医療費受給者証印字業務委託及び封入封緘業務委託 契約書に基づき要綱第8条第1項第2号に係る誓約書は提出されているものの、受託者の代表印が押印されているのみで、業務従事者の連署はありませんでした。 （3）後期高齢者医療保険料決定通知書等印字業務委託及び封入封緘業務委託 要綱第8条第1項に規定する情報資産の取扱い等に関する事項のうち、同項第2号に係る誓約書の提出に関する事項等、契約書に明記されていない事項がありましたが、誓約書自体は提出されていました。しかしながら、提出された誓約書を確認したところ、受託者の代表印は押印されていたものの、本来の様式に所管課が追加して設けた業務従事者記名欄に、従事者氏名がまとめて記載されており、個別の誓約書は作成されていませんでした。従事者氏名をまとめて記載できる様式では、従事者自身が真に遵守事項を確認した上で自ら誓約しているのかどうか分からないのではないかと考えます。 （2）及び（3）の業務委託は、平成30年度定期監査で既に意見していますが、部内での共有が図られることなく、適切な措置がされていませんでした。また、要綱第8条第1項第7号に係る立入検査の実施状況を確認しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により工場への立入りが禁止されているとの理由により実施されていませんでした。工場への立入りができなかったとしても、秘密保持等に関する遵守状況について報告を求める等、立入検査に代わる確認方法を検討すべきではなかったかと考えます。 これらの業務委託は、いずれも多くの方の市民の個人情報を取り扱うものです。個人情報一度流出してしまうと回復することが困難であることから、セキュリティ確保においては可能な限り事前の防止対策が必要であると考えます。情報セキュリティ対策の統一的な基準である要綱に基づく手続を今一度確認し、適正な契約事務の執行に努めてください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和5年7月21日 措置通知</u> 国民健康保険被保険者証印字業務委託及び封入封緘業務委託については、今年度契約分から宝塚市情報セキュリティ規則に則した運用を行い、誓約書についても確実に提出を求めています。 令和5年度の福祉医療費受給者証印字業務委託及び封入封緘業務委託における要綱第8条第1項第2号に係る誓約書に関しては、従事する従業員一人につき一枚ずつ徴収しました。 令和5年度の後期高齢者医療保険料決定通知書等印字業務委託及び封入封緘業務委託における要綱第8条第1項第2号に係る誓約書に関しても従業員一人につき一枚ずつ誓約書を徴収したほか、要綱第8条第1項各号に掲げる事項を契約書に記載しました。 また、要綱第8条第1項第7号に係る立入検査の実施につきましては、福祉医療、後期高齢者医療ともに令和元年度は業者との立入日程調整ができず、令和2年度以降は、毎年、新型コロナウイルス感染症の影響で工場への立ち入りが禁止されているという理由で実施できておりませんでした。今年度、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、それぞれの委託期間中である本年6月6日に立入検査を実施しました。立ち入り検査におきましては委託先担当者立会いの下、秘密保持等に関する遵守状況を確認することができました。 今後は、情報セキュリティ対策の統一的な基準である要綱に基づく手続きを徹底し、適正な契約事務の執行に努めます。 （添付資料） 1 個人情報の取り扱い状況についての立ち入り検査報告書 2 個人情報保護チェックシート（立ち入り検査）
----------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	60

時 期	令和5年4月19日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市民交流部 国民健康保険課
項 目	宝塚市国民健康保険税の減免事務について
監査結果（意見等）の内容	本市では、国民健康保険税の減免事務の円滑化を図るため、宝塚市国民健康保険税減免処理基準（以下「処理基準」という。）を定めています。処理基準において「減免事由のうち、自己申告による減免である「4 所得の激減」「5 最低生活の維持困難」については、申請のあった翌年度に自己申告した収入や所得の内容と、実際の金額に乖離がないかを市民税データ等を用いて調査のうえ、減免基準に該当しない程度の収入や所得があることが判明した場合は、直ちに申請を却下するとともに減免した保険税を納税義務者から一時に徴収する。」としており、自己申告によって減免決定されているものは翌年度調査を実施する旨が規定されていますが、これまで実施されていませんでした。 このことについて所管課に確認したところ、「申請者への詳細な周知や取消し基準を明確に定めることができていないことから、現時点では実施に至っていない。現在、兵庫県が進めている県下の保険料水準の統一には減免制度の統一も含まれており、本市の減免制度は他市町と比較して手厚いものとなっていることから、今後、減免制度の見直しも検討する必要がある。兵庫県の統一案について、来年度以降、宝塚市国民健康保険運営協議会で議論を行い、本市の減免制度自体の見直しを図る予定としている。」、また、今後の運用については「処理基準で翌年度調査の実施が明記されている以上、可能な範囲で遡って実態把握をし、適正な運用にしたいと考えている。」旨の説明を受けました。令和9年度の保険料水準の統一に向けた検討を進める中で、本市の減免制度の見直しは必要ですが、処理基準で定めているにもかかわらず、翌年度調査が実施されていない現状には問題があると考えます。処理基準に沿った適正な事務執行に努めてください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年7月21日 措置通知 減免対象者の翌年度調査については、今後、実態の把握とともに、処理基準の見直しを含め、運用を検討していきます。
	（添付資料） 1 2

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	61

時 期	令和5年4月19日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	市民交流部 国民健康保険課
項 目	宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金について
監 査 結 果 (意見等) の内容	宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金（以下「貸付基金」という。）は、宝塚市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、当該出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与するために設置されており、現在の残高は500万円です。 貸付基金の状況について確認したところ、平成23年度以降は貸付実績がなく、貸付基金が活用されていない状況でした。また、出産育児一時金については、所管課から医療機関等へ直接支払うことで医療機関等の窓口での支払いの負担を軽減する直接支払制度が、平成21年10月1日から実施されています。 直接支払制度の定着後も貸付基金を維持している理由について所管課に確認したところ、「直接支払制度を希望されない出産や直接支払制度未対応の海外出産により、出産費資金の貸付を希望される方がいる可能性もあり、貸付基金を維持している。」旨の説明を受けました。しかしながら、令和3年度及び令和4年度（令和4年12月まで）における海外出産を含む直接支払制度の未利用者はそれぞれ5件であり、いずれも出産費資金の貸付を受けていません。貸付制度そのものの必要性は一定理解できますが、貸付基金が長期間活用されないままになっていることは適切ではないと考えます。貸付基金を前提としない貸付制度の在り方について検討してください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年7月21日 措置通知
	ご指摘のとおり、数年にわたり貸付基金の活用実績はありません。しかしながら、貸付制度自体の必要性が否定できないことから、貸付基金を前提としない予算措置を利用した制度とすべく、庁内関係各課と調整を図り、今年度中を目途として基金の廃止を検討していきます。 (添付資料) 1 2

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	62

時 期	令和5年4月19日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	会計課
項 目	新財務会計システムと文書管理システムとの連携による電子決裁について
監 査 結 果 (意見等) の内容	本市では、旧財務会計システムに電子決裁機能がなかったため、紙決裁による伝票処理に時間を要していました。また、伝票の改ざんや紛失のリスク、伝票の整理や検索等の業務効率上の課題もあったことから、電子決裁により伝票処理のプロセスを可視化することで、意思決定の迅速化、伝票管理の適正化を図り、内部統制の強化、ペーパーレス化及びデータの利活用に資することを目的として、令和3年10月1日の新財務会計システムの導入に併せて、電子決裁の運用開始に向けて取り組んでいます。 電子決裁の運用開始時期について所管課に確認したところ、「令和3年度出納整理期間終了後の令和4年6月からの開始を予定していたが、出納整理期間における動作確認ができていないこと、学校園での電子決裁導入の検討に時間を要したことなどにより運用開始が遅れており、現在、令和4年度出納整理期間終了後からの段階的な運用開始に向けて取り組んでいる。」旨の説明を受けました。また、今後の課題については、「電子決裁の特性上、起票日や決裁日が自動入力されることになるが、例えば、3月末までの事業実施に対する市の補助金の支出など、4月以降に支出額が決定する場合の支出の意思決定を電子決裁とは別の決裁により3月末までに行うなどの現行事務の運用見直し、それに伴う宝塚市会計事務規則等の改正が必要となり、大きな課題となっている。」旨の説明を受けました。 しかしながら、新財務会計システムを含む宝塚市内部基幹システムの更新は公募型プロポーザルで実施されており、これらの課題は更新前に検討すべき内容であると考えます。また、宝塚市内部基幹システムサービス利用契約の契約期間が令和3年10月1日から令和9年3月31日までであること、契約金額が2億8,891万円と多額の費用を要していること、さらに内部統制の強化及び業務の効率化に資する取組であることから、可能な限り早期の電子決裁の運用開始に努めてください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年7月21日 措置通知
	電子決裁の運用については、令和4年度出納整理期間終了後の本年6月19日から、予算管理、予算執行（歳入の一部）、備品管理を対象とし、電子決裁の運用を開始しました。また、本年秋には予算執行（歳出の一部）の運用開始を予定しています。残る部分については、整理のできたところから順次、運用開始に向けて取り組んでいます。 (添付資料) 1 2

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	63

時 期	令和5年4月19日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	企画経営部 情報政策課
項 目	中長期経営計画について
監 査 結 果 （意見等） の内容	中長期経営計画の策定状況についてエフエム宝塚に確認したところ、「『正確な情報を提供し、地域の発展に貢献する』を会社の方針としており、宝塚市からの受託事業への依存率50%以下を目指して番組制作能力の向上に努めているが、現時点で中長期経営計画は策定していない。」旨の説明を受けました。 また、中長期経営計画が策定されていないことについて所管課の見解を確認したところ、「エフエム宝塚の経営については、17期連続黒字経営を続けており、市受託事業への依存率が高いことを除いては、経営は健全であると認識している。依存率については、所管課として毎年度業務調査などで改善要望を行っており、コロナ禍であった令和2年度を除いて低下傾向にある。市の懸念事項が少しずつ改善されてきたことから、これまで放送機器更新計画以外の中長期的な計画の策定が必要であるとまでは認識していなかった。」旨の説明を受けました。放送機器更新計画については、「現在使用している放送機器は開局当時から使い続けているものが多く、順次更新していく必要があると考えている。一方で、更新には多額の費用が必要となり、エフエム宝塚の経営の負担となる可能性がある。リースの活用による支払いの平準化や、使用可能な機器の更新時期を遅らせるなど、放送機器更新計画を状況に応じて見直し、機器更新を必要最小限にとどめる必要があると考えている。」旨の説明を受けました。 放送機器の更新が経営状況の影響を受けることは一定理解できますが、災害時の緊急放送をエフエム宝塚が担っていることから、緊急時の放送に支障を来すことがあってはなりません。したがって、放送機器の適切な更新を行う必要があると考えます。一方で、黒字経営が続いているというものの、令和3年度の当期純利益は18,675円、繰越利益剰余金は8,888,884円となっており、放送機器更新計画どおりに更新を行えば、近い将来に繰越利益剰余金が枯渇することは明らかです。そのことから、売上の増加や更なる経費削減に向けた取組を反映した中長期経営計画を策定し、その計画と関連付けた放送機器更新計画となるよう、見直しを行う必要があると考えます。 計画的な機器の更新や中長期的な経営状況の把握には、単年度ではなく中長期に渡る見通しが必要ではないかと考えます。所管課においては、中長期経営計画の策定に向けて取り組むよう指導を行ってください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年7月21日 措置通知
	令和5年3月31日に実施した業務調査で、中長期経営計画の策定及びそれと関連付けた機器更新計画を策定するよう指導しました。 指導の結果は、エフエム宝塚と関係課で定期的開催している連絡会等で、中長期経営計画や機器更新計画の作成状況を確認します。 （添付資料） 1 2

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	64

時 期	令和5年4月19日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	企画経営部 情報政策課
項 目	退職金について
監 査 結 果 (意見等) の内容	エフエム宝塚の退職金については、就業規則第52条において、「社員が退職した場合、在職中の功労に報いるために退職金を支給する。支給対象者及び算出方法等は、別に定める退職金規程による。」と定められていることから、退職金規程についてエフエム宝塚に確認したところ、「中小企業退職金共済に加入しているため、退職金規程は定めていない。」旨の説明を受けました。また、第20期（令和元年度）決算報告書中「販売費及び一般管理費」に計上されている退職金10万円の内訳及び根拠については、「中小企業退職金共済からの退職金とは別に支給したものであり、退職する社員の会社への貢献度と令和元年度の収支状況を踏まえ、取締役会で決定した。」旨の説明を受けました。なお、平成29年度にも同様に50万円が支給されていました。 社員の退職金は本来、客観的に明確な根拠に基づき支給されるべきものですが、実際の運用は根拠に基づく適正な支給とは言えない状況となっています。中小企業退職金共済に加入しているのであれば、その旨を退職金規程に明記しておく必要があると考えます。また、取締役会で決定した退職金については議事録が作成されておらず、支給の意思決定がどのようにされたのか確認ができませんでした。 所管課においては、退職金の支給について退職金規程を定め、それに沿った運用となるよう指導するとともに、退職金の件に限らず、取締役会の議事録については必ず作成するよう指導を行ってください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年7月21日 措置通知
	令和5年3月31日に実施した業務調査で、エフエム宝塚に対し、退職金について規定を定めること、取締役会の議事録を作成することを指導しました。今後、退職金規定の策定状況や議事録の作成状況については、連絡会等で確認します。 なお、令和5年5月に開催された第1回取締役会の議事録は作成されたことを確認しました。 (添付資料) 1 2

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	65

時 期	令和5年4月19日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	社会教育部 社会教育課 スポーツ振興課
項 目	業務の実施によって知り得た秘密等事項に係る誓約書について
監 査 結 果 （意見等） の内容	高司グラウンド、売布北グラウンド及び花屋敷グラウンド（以下「各グラウンド」という。）それぞれの、管理運営に関する基本協定書第15条第1項において「乙又は本業務に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。」とあり、同条第2項では「乙及び本業務に従事する者は、本業務を開始する際に、前項の内容を遵守することを誓約した書類を作成し、甲へ提出しなければならない。」とされており、乙である指定管理者等は、甲である宝塚市に対して誓約書を提出しなければならないこととなっています。 また、末広駐車場の管理に関する基本協定書第11条第1項では「乙又は管理業務の全部若しくは一部に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了後、又は指定を取り消された後においても同様とする。」とあり、同条第2項では「乙は、管理業務の従事者が管理業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさない誓約書を作成し、甲に提出するものとする。」とされており、各グラウンドと同様に、誓約書を提出しなければならないこととなっています。 これら誓約書の提出状況について確認したところ、指定管理業務の開始から既に複数年度が経過しているにもかかわらず、各グラウンド分は未提出のままとなっており、末広駐車場分は令和5年1月19日に受理したとのことでした。守秘義務に関する事項は、一度流出してしまうと回復することが困難であるため可能な限り事前の防止対策が必要であり、誓約書の提出はその手段の一つとして重要です。各指定管理者制度導入施設の所管課においては、基本協定書の内容を今一度確認するとともにこれを遵守し、各施設が適正に管理されるよう指導してください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年7月21日 措置通知 (社会教育課) 機械管理を中心とする駐車場の管理において、個人情報等に触れる機会が極めて少ないことから、秘密事項の守秘義務に関する誓約書の提出を求めていませんでした。しかしながら、令和4年度に改めて業務実態を確認したところ、少ないながらもコールセンター等で個人情報を扱う業務があるため、誓約書の提出が必要だと判断し、指定管理者に対して、基本協定書の内容を基に指導を行い、誓約書を提出いただきました。 今後も、指定管理者とともに、守秘義務だけでなく基本協定書の内容を遵守し、本駐車場の適切な管理運営を実施します。 (スポーツ振興課) 所管課として、高司グラウンド・売布北グラウンド・花屋敷グラウンドの指定管理者に対して、管理業務に従事する者の誓約書を提出するように、改めて要請

し、現在はすべての指定管理者より提出いただきました。

　　今後は、年度当初に各指定管理者に管理業務従事者に変更がないか確認を行い、変更がある場合は都度、誓約書を提出するように指導します。

（添付資料）

1

2

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 4	6 6

時 期	令和5年4月19日 報告																																								
種 類	1 定監 2財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																																								
担当課	社会教育部 スポーツ振興課																																								
項 目	利用料金等について																																								
監 査 結 果 (意見等) の内容	本市では、令和3年7月に策定した宝塚市行財政経営方針において、使用料や手数料などの受益者負担の適正化を進めることとし、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性を確保するため、受益者負担適正化ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定しています。 受益者負担の基本的な考え方として、ガイドラインでは受益者が負担する料金を類似施設や近隣市の状況からのみで決定するのではなく、受益者に対してどの程度の負担を求めることが妥当か、原価（サービスを提供するために必要な費用）に受益者負担率（公共関与の必要性及び民間による提供可能性を軸に決定する。）を乗じて決定することとされています。 令和3年度における各グラウンドに設置されている多目的グラウンド（人工芝）及びテニスコート（人工芝）の稼働率を確認すると、土曜日、日曜日及び祝日では多くの月で100%に近い状況となっており、利用者のニーズが高いことが分かりますが、一方で本市施設の利用料金は近隣市の類似施設と比較して低く設定されています。 近隣市類似施設の利用料金は、次表のとおりです。 ○多目的グラウンド（人工芝） （単位 円）																																								
	<table><tr><th>自治体名</th><th>施設名</th><th>平日料金</th><th>土日祝料金</th></tr><tr><td>泉佐野市</td><td>泉佐野南部公園</td><td colspan="2">5,000/時間</td></tr><tr><td>河内長野市</td><td>下里運動公園人工芝球技場</td><td>5,000/2 時間</td><td>6,000/2 時間</td></tr><tr><td>三田市</td><td>駒ヶ谷運動公園</td><td colspan="2">3,000/時間</td></tr><tr><td>高石市</td><td>高師浜運動広場</td><td colspan="2">2,500/時間</td></tr><tr><td>高槻市</td><td>総合スポーツセンター青少年運動広場</td><td colspan="2">2,080/時間</td></tr><tr><td>豊中市</td><td>服部緑地人工芝サッカー場</td><td>5,880/2 時間</td><td>7,140/2 時間</td></tr><tr><td>西宮市</td><td>西宮浜総合公園人工芝グラウンド</td><td>7,700/2 時間</td><td>9,600/2 時間</td></tr><tr><td>姫路市</td><td>姫路市立球技スポーツセンター</td><td>2,950/時間</td><td>3,540/時間</td></tr><tr><td>宝塚市</td><td>花屋敷グラウンド</td><td>2,000/時間</td><td>2,400/時間</td></tr></table>	自治体名	施設名	平日料金	土日祝料金	泉佐野市	泉佐野南部公園	5,000/時間		河内長野市	下里運動公園人工芝球技場	5,000/2 時間	6,000/2 時間	三田市	駒ヶ谷運動公園	3,000/時間		高石市	高師浜運動広場	2,500/時間		高槻市	総合スポーツセンター青少年運動広場	2,080/時間		豊中市	服部緑地人工芝サッカー場	5,880/2 時間	7,140/2 時間	西宮市	西宮浜総合公園人工芝グラウンド	7,700/2 時間	9,600/2 時間	姫路市	姫路市立球技スポーツセンター	2,950/時間	3,540/時間	宝塚市	花屋敷グラウンド	2,000/時間	2,400/時間
	自治体名	施設名	平日料金	土日祝料金																																					
	泉佐野市	泉佐野南部公園	5,000/時間																																						
	河内長野市	下里運動公園人工芝球技場	5,000/2 時間	6,000/2 時間																																					
	三田市	駒ヶ谷運動公園	3,000/時間																																						
	高石市	高師浜運動広場	2,500/時間																																						
	高槻市	総合スポーツセンター青少年運動広場	2,080/時間																																						
	豊中市	服部緑地人工芝サッカー場	5,880/2 時間	7,140/2 時間																																					
	西宮市	西宮浜総合公園人工芝グラウンド	7,700/2 時間	9,600/2 時間																																					
姫路市	姫路市立球技スポーツセンター	2,950/時間	3,540/時間																																						
宝塚市	花屋敷グラウンド	2,000/時間	2,400/時間																																						
※利用料金は、9時から17時の時間帯に利用時のものです。																																									

○テニスコート（人工芝）		（単位 円）	
自治体名	施設名	平日料金	土日祝料金
芦屋市	芦屋公園	3,040/2 時間	4,060/2 時間
尼崎市	記念公園	900/時間	1,080/時間
伊丹市	伊丹スポーツセンター	1,050/時間	1,550/時間
猪名川町	猪名川町スポーツセンター他 2 公園	600/時間	
川西市	市民運動場	1,340/2 時間	1,610/2 時間
三田市	城山公園他 4 公園	700/時間	
西宮市	中央体育館他 4 施設	2,400/2 時間	3,000/2 時間
宝塚市	花屋敷グラウンド他 2 施設	800/時間	960/時間

※利用料金は、9時から17時の時間帯に利用時のものです。

利用料金の適正性については、平成30年度財政援助団体等監査時に「近隣市の類似施設における利用料金や利用状況、利用者の声を参考に指定管理者と検討する。」旨の説明を受けていたことから、見直しの検討状況について確認したところ、「近隣市における利用料金の値上げを受け、本市でも利用料金の値上げを検討したが、利用者の大多数が市民であること、スポーツは青少年の健全育成や市民の健康に直結するものであることから、利用料金の値上げは見送ることとした。」旨の説明を受けました。なお、芦屋市では、消費税及び地方消費税の引上げに伴い令和2年4月1日より、西宮市では、西宮市施設使用料指針の策定に伴い令和2年7月1日より、川西市では、使用料・手数料及び負担金等の算定、見直しに関する基準を策定したことに伴い令和5年4月1日より利用料金を改定しています。

スポーツの持つ意義から利用しやすい料金設定とすることは一定理解できますが、利用者の大多数が市民であることなどは他市も同様であり、スポーツ施設のサービスは利用者が支払う利用料金のほか、市税による負担により提供されていることから、受益者と非受益者における負担の公平性を確保するため、サービスの提供に必要な費用のうち利用者に対してどの程度の負担を求めることが妥当であるかという観点から議論することが必要ではないかと考えます。

利用料金について、ガイドラインに基づく検証を行い、現行料金の見直しの必要性を検討した上で、適正な料金設定とするよう努めてください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年7月21日 措置通知
	スポーツ施設の利用料金については、供用開始当初より変更しておらず、現在、一部スポーツ施設の利用料金が利用率の割に他市に比べ安価であることは認識しています。 今後は、受益者負担適正化ガイドラインとの整合性を考慮したうえで現行利用料金の見直しを検討します。
	（添付資料） 1 2

監查結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 4	6 7

時 期	令和5年4月19日 報告				
種 類	1 定監 2財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他				
担当課	都市整備部 市街地整備課				
項 目	公益施設の収支決算等の状況について				
監 査 結 果 (意見等) の内容	仁川駅及び売布神社駅の駅前地区の活性化を図り、もってまちのにぎわいを創出するために設置した公益施設については、令和元年度から指定管理者制度を導入し、国際ライフパートナーが施設の管理運営を行っています。 令和元年度から令和3年度までの収支決算状況は、次表のとおりです。				
	(単位 円)				
	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
	収入	指定管理料	54,395,751	57,774,692	53,883,082
		利用料金収入	27,410,453	22,439,506	25,399,957
		共同管理費収入	7,482,630	7,547,088	7,547,088
		その他営業収入等	7,205,727	3,587,162	5,005,499
		合計	96,494,561	91,348,448	91,835,626
	支出	業務委託費	6,458,215	7,471,271	8,261,013
		共同管理費	32,289,527	30,452,535	32,248,614
		施設管理費	5,242,340	5,100,448	5,229,611
		保険料	26,670	26,670	26,670
		広告宣伝費	5,985,539	5,114,578	4,941,013
		その他経費	15,652,382	9,055,848	9,040,546
		人件費	36,972,984	46,401,838	42,694,091
合計	102,627,657	103,623,188	102,441,558		
収支差額		△ 6,133,096	△ 12,274,740	△ 10,605,932	
毎年度、赤字収支となっている要因について所管課に確認したところ、「収入面では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて利用料金収入が大幅に減少した一方で、支出面では、業務委託費の増加に加え、施設を活性化させるための新たな取組として実施した各種自主事業等に係る経費が増加したものの、支出総額は当初の見込みとほぼ同額であったことによるものと考えている。」旨の説明を受けました。また、今後の収支見通しについては、「現在のコロナ禍による影響が減少すれば利用料金収入の増加が見込まれ、ある程度の収支改善が期待できる。」旨の説明を受けました。コロナ禍による影響が減少することで利用料金収入が増加する可能性はありますが、継続して安定した収支状況とするためには、公益施設の稼働率を高めるなど、根本的な対策が必要であると考えます。 公益施設の会議室等の稼働率については、次表のとおりです。					

	(単位 %)		
		令和元年度	令和２年度
	さらら仁川公益施設	32.1	29.7
	ピピアめふ公益施設	28.7	25.7

稼働率を高めるための取組について、「利用者以外の来館者を増やすため、まずは公益施設を知ってもらえるよう、コロナ禍では難しかった憩いの場作りに努める。また、四季折々の装飾で公益施設内を飾り、隣接する屋上庭園には草花を植えて、地域の方に来ていただけるよう引き続き取り組む。集客事業の柱であるイベントについては、スタッフの創意工夫で、気軽にやってみたい、参加してみたいと思えるような自主事業を展開し、公益施設利用者を増やしていきたいと考えている。」旨の説明を受けました。スタッフの手作りで季節ごとの飾りつけや屋上庭園の整備を行うなど、公益施設のイメージアップにつながる取組を進めていることや各種自主事業に新たにに取り組んでいることは評価できます。

所管課においては、公益施設の設置目的である、まちのにぎわい創りをより一層推進するため、指定管理者と連携し、公益施設のPRや魅力的なイベントの開催など、稼働率向上のための効果的な取組を引き続き実施するよう努めてください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和５年７月２１日 措置通知
	稼働率向上のための取組については、現在、施設改修とイベントなどを通じて利用者への呼びかけなど、具体的に進めている所です。まず、施設改修においては、さらら仁川で利用者から要望のあった、各部屋の Wi-Fi 環境の充実を予定しているほか、ピピアめふでは、ダイニングキッチンに LED 照明、鏡及びスクリーンの設置を行い、料理以外の用途でも少人数の会合や利用者から要望の多いヨガ・ダンス等に活用できるよう、改修を進めております。 また、利用者への呼びかけについては、単発あるいは短期間の利用者に対して定期的な利用に関する相談や案内を行っています。さらに、少しでも施設を知ってもらい、会議室等の利用を増やすため、従来定期的に実施してきたイベントだけでなく、他の公共施設（兵庫県立美術館など）と連携した新たな分野の催し展開も行っています。 以上、引き続き指定管理者と協議し、連携しながら稼働率向上に努めていきます。
	(添付資料)
	1 2

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	04	68

時 期	令和5年4月19日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	社会教育部 スポーツ振興課
項 目	高司グラウンド及び売布北グラウンドにおける自主事業に係る収支決算状況について

監 査 結 果 (意見等) の内容	高司グラウンド及び売布北グラウンドにおける収支決算状況のうち、自主事業に係る収支決算状況は次表のとおりです。			
	高司グラウンド (単位 円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		令和3年度		
	【収入】	73,500	5,116,248	6,605,691
				6,520,546
	自主事業収入（教室開催）	73,500	4,912,770	6,428,040
				6,312,400
	雑収入（自動販売機）	0	203,478	177,651
				208,146
	【支出】	25,000	3,118,107	3,570,600
				3,421,920
	諸謝金	25,000	3,118,107	3,570,600
				3,421,920
	【収支差額】	48,500	1,998,141	3,035,091
				3,098,626
	収入総額に占める 自主事業分の割合	0.7%	36.4%	45.1%
				45.2%
	売布北グラウンド (単位 円)			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		令和3年度		
	【収入】	2,187,250	1,922,059	2,473,965
				3,016,673
	自主事業収入（教室開催）	2,187,250	1,703,300	2,279,220
				2,798,300
	雑収入（自動販売機）	0	218,759	194,745
				218,373
	【支出】	1,160,000	1,089,037	1,603,850
				1,967,100
	諸謝金	1,160,000	1,089,037	1,603,850
				1,967,100
	【収支差額】	1,027,250	833,022	870,115
				1,049,573
	収入総額に占める 自主事業分の割合	8.5%	7.4%	9.1%
				10.6%
	高司グラウンド及び売布北グラウンドの指定管理者は、平成30年度までは宝塚市スポーツ振興公社が、令和元年度からは公募により現在の宝塚ウエルネスライフグループが指定されています。平成30年度と令和3年度の自主事業に係る収支決算状況を比較すると、売布北グラウンドについて収支差額は大きく変化していませんが、高司グラウンドについてはタイガースアカデミーベースボールスクール、サッカースクールの定期的な開催により参加人数、収支差額とも大幅に増加しています。これらは事業者の工夫により利用者ニーズや収益性の高い自主事業を積極的に実施している取組として高く評価できます。引き続き、利用者ニーズの高い自主事業を実施することにより、スポーツ施設を活用した地域の活性化や更なる収支改善を図るとともに、他のスポーツ施設においても同様の取組が積極的に実施されるよう、所管課においては情報の共有に努めてください。			

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和5年7月21日 措置通知 現指定管理者に変更となってから、高司グラウンドにおける自主事業収入が大きく増大したことについては把握しており、利用者ニーズの則した事業展開として高く評価しております。また、売布北グラウンドについても、会議室を会場として事業展開していることについても高く評価しています。 各施設において、平日日中等利用率の低い時間帯が存在するので、それらの施設を有効活用できるよう、他指定管理者で実施している事業の情報や状況を共有し、利用者ニーズに基づいた事業展開ができるように、各指定管理者を支援します。 （添付資料） 1 2
---------------------	--